

(社) 島根県建築組合連合会 組合員の皆様へ

A I Uのスーパー任意労災補償制度 ご加入のおすすめ

拝啓、時下益々ご隆盛の段、心よりお慶び申し上げます。

日頃は、災害補償制度運営につきまして、ご理解とご協力を賜り、誠に有り難くお礼申し上げます。

A I Uのスーパー任意労災補償制度は随時ご加入が可能です。

団体割引も適用され、組合員の皆様が入り易いような掛金で、補償内容も充実しております。

是非この機会にご検討いただきますようご案内いたします。

敬具

この制度の特徴

1. 名前で登録する記名式に加え、年間の売上高方式を採用
“年間売上高方式のメリット！！”
 - ・名前の登録が不要！ 社長・役員・従業員・下請け等、臨時作業員等全てを対象
 - ・作業員にたずさわる方を自動的に全員補償するため漏れなし
 - ・保険料は人数の増減に関係なく、契約時の保険料でOK！
2. 政府労災の認定を待たずに保険金をお支払い
3. 保険金の受取を契約者・会社受取可能
4. 病院でケガの治療をされた場合、実際に支払った治療費をお支払い
5. 業務上のケガで就業不能となった場合、医師が認めた期間について休業補償をお支払い
6. 経営事項審査制度の加点対象
7. 団体補償制度のため掛金が割安
8. 入院・通院は1日目よりお支払い
9. 掛金は福利厚生費として全額損金処理が可能
※ご契約者が個人事業主の場合の事業主本人分を除きます
10. 通勤途中のケガも対象
11. 更に特約の付帯で、病気の入院補償や死亡時の葬祭費用をお支払い
※ご加入時の年齢制限があります。
※既に病気をお持ちの方はご加入できません。
※「病気入院医療保険」にご加入後、期間中に病気になられた場合翌年の更新はできませんので
ご注意ください。

事故がおこったら…

この補償の対象となる事故や病気が発生した場合は、至急下記担当窓口までご一報下さい。
ご一報が遅れますと保険金のお支払い手続きが遅くなる場合がありますのでお早めにご連絡下さい。

お支払いする保険金の内容

●死亡補償（死亡保険金）

事故による傷害が原因で事故の日から180日以内に死亡した場合にお支払いします。

●後遺障害補償

事故の日から180日以内にその傷害がもとで身体に障害が残った場合、障害の程度に応じて保険金額の3%~100%をお支払いします。

●休業補償

被保険者が就業中の偶然な事故による傷害が原因で、事故の日から180日以内に就業不能となった場合に、就業不能期間に対して就業不能が開始した日から30日を限度として就業不能1日につきご契約の休業保険金をお支払いします。（自宅療養中も含まれます）また、入院中の就業不能期間もお支払いの対象となります。但し、平均所得日額を超えてのお支払いはできません。

●入院補償

事故による傷害が原因で、事故の日から180日以内に入院を開始した場合にお支払いします。

●通院補償

事故による傷害が原因で、事故の日から180日以内に90日を限度で通院した場合にお支払いします。

●傷害医療費用

事故による傷害が原因で、医師の治療を受けた場合、被保険者が負担した医療費用をお支払いします。

●病気入院医療保険金

病気を被り、その治療のために入院が2日以上継続した場合に、60日を限度にお支払いします（おケガの入院は対象外となります）

●葬祭費用保険金

事故または病気により死亡した場合、葬祭費用としてお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

- 故意・自殺行為・犯罪行為・闘争行為によるもの
- 自動車及び作業工作車・建設重機などの無資格運転・酒酔・麻薬等の環境下の運転による事故
- 疾病・脳疾患・心神喪失
- 刑の執行
- 妊娠・出産・早産・流産
- 戦争・武力行使・革命などの事変や暴動
- 放射線照射や放射能汚染など
- 就業中のみでご加入された方が業務以外で被ったケガによるもの
- 通常と異なる通勤途上中の事故によるもの（家または職場・就労出先現場間以外での事故）
- 地震・噴火・津波による事故（天災危険担保特約付帯を除く）
- 他覚症状の無い、むち打ち症及び腰痛…等



島根県建築組合連合会 制度引受会社

AIU保険会社 代理店 クラスター保険 担当 高橋 満

（Iアイ-Uイツキアソカカンパニー）

島根県松江市袖師町7-19 電話番号 : (0852) - 59 - 5266

光伸ビル 102 FAX番号 : (0852) - 23 - 5295